

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：かつらぎ町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	129.8 %
全職員	68.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	98.2 %
本庁課長補佐相当職	96.7 %
本庁係長相当職	94.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.3 %
31～35年	91.5 %
26～30年	92.1 %
21～25年	90.2 %
16～20年	96.9 %
11～15年	85.9 %
6～10年	105.1 %
1～5年	82.8 %

【説明欄】

- ①「任期の定めのない常勤職員」の男女の給与の差異は、扶養手当が男性職員に支給する割合が高く、時間外勤務時間が長いなど給与額が多くなる傾向。
- ②「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の本庁部局長・次長相当職欄については、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
- ③勤続年数別では、11～15年以下の各段階で、男女の役職割合が大きく異なることが要因となり、男女の給与の差異の割合が変動している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。